

一般社団法人茨城県公認心理師協会

入退会及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人茨城県公認心理師協会（以下「本会」という。）の定款第5条から第10条の規定に基づき、会員の入退会及び入会金、会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

- 第2条 本会の会員は、定款第5条の規定に則し、本会の趣旨に賛同する者であって、かつ、暴力団その他の反社会的勢力に属さない者とする。
- 2 賛助会員については、入会時の事業年度における年会費（以下「入会金等」という。）を納入した者を、賛助会員として認める。
 - 3 賛助会員の会員資格は、一事業年度限り（4月1日から翌3月末日までの1年間）とする。
 - 4 前項以外の賛助会員等は、事業年度末日をもって退会したものとみなし、会員資格を喪失する。

(入会)

- 第3条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 会員の資格は、理事会での承認のうえ初年度会費を納入した期日をもって生じる。
 - 3 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。
 - 4 定款第9条により除名された会員は、同条の通知を発した日から2年間は再入会できないものとする。

(登録記載事項の変更)

第4条 会員は、入会申込時に本会に届け出た事項に変更が生じた場合は、遅滞なく本会事務局に届け出なければならない。

(入会金)

第5条 入会金は、無料とする。

(年会費)

第6条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員 5,000円

(2) 賛助会員 10,000円

2 前項の年会費は、一括して支払うものとする。

3 事業年度の中で入会した会員についても、第1項に定める年会費を支払うものとするが、10月1日以降に入会した会員については当該年度の年会費は半額とする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、年会費の納入については下記のとおりとする。

(1) 正会員が4月末日までに退会を申し出た場合は、当該事業年度の年会費を免除する。

(2) 正会員が5月1日以降に退会を申し出た場合は、当該事業年度の年会費を納入しなければならない。

(3) 賛助会員等については、既納年会費の返還はしない。

3 正会員は、退会時において未納の入会金または年会費がある場合、退会後においてもその納入義務を免れることはできない。ただし、定款第10条第1項第1号の場合を除く。

4 第2項の規定は、定款第9条及び同第10条第1項第2号から第5号の規定により会員資格を喪失した正会員には適用せず、資格喪失の時期にかかわらず、当該事業年度の年会費を納入しなければならないものとする。

5 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、令和6年1月7日から施行する。